

平成26年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成26年9月12日（第5日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
住民課長	渕上隆文	保健福祉課長	堤正久
長寿社会課長	片渕敏久	生活環境課長	門田藤信
水道課長	荒木安雄	下水道課長	赤坂和俊
産業課長	赤坂隆義	農村整備課長	嶋江政喜
建設課長	岩永康博	会計管理者	岩永信秀
学校教育課長	本山隆也	生涯学習課長	小川豊年
農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	久原雅紀
議事係書記	片渕英昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

9番	久原久男	10番	秀島和善
----	------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

13. 大串武次議員

1. 防災対策について
2. 集落営農の法人化について

14. 秀島和善議員

1. 土砂災害への備えを急げ
2. 佐賀空港へのオスプレイ配備には断固反対を
3. 不育症に町として支援を
4. 「手話言語条例」の制定を
5. 熱中症対策について

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、久原久男議員、秀島和善議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、これより一般質問を行います。
本日の通告者は2名であります。
通告順に従い、順次発言を許します。大串武次議員。

○大串武次議員

おはようございます。
議長の許可をいただきましたので、ただいまより通告書に従い一般質問を始めたいと思っておりますが、きょうは一般質問の最終日でございます4日目ということで、ひとつ最後までよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

それにまた、昨日もことしは非常に災害が多いわけでございますけど、大阪から東京、宮城県、北海道というふうに非常に全国各地で大雨による水害等が非常に出ているわけでございまして、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、関連で防災対策のほうから質問に入らせていただきたいと思いますけど、最近非常に地震が数多く発生していますが、有明海沿岸の堤防の耐震強度は幾らなのか、また津波や台風等によります高潮など、どれくらいの高さを想定されて堤防の高さを設定してあるのか、担当課長にお伺いしたいと思います。

○嶋江政喜農村整備課長

有明海岸分の耐震強度、また高潮、津波等のことについての御質問でございます。

本町の平野部につきましては低平地帯でございまして、有明海沿岸の堤防は高潮などから住民の生命、財産を守るためになくてはならない最も重要な施設でございます。この堤防の整備については、国の直轄事業として有明海岸保全施設整備事業により実施されておりまして、有明地域は昭和52年度から平成17年度にかけて、また福富地区におきましては平成18年度から事業に着手をされまして、平成29年度に完了予定ということで整備中でございます。この整備については、耐震、高潮対策等を講じた施設整備となっております。

御質問の耐震強度でございますが、本県は地震が発生しやすいと考えられているプレート同士が接しているプレート境界から一定の距離がございまして、繰り返し起こる海溝型の大規模な地震、津波被害の可能性は低く、また活断層に起因する内陸型地震についても県内に存在する活断層はいずれも確実度、活動とも小さく、大規模な地震発生の可能性は低いと考えられています。しかし、議員おっしゃるように日本は世界でも有数の地震国であり、海溝型の巨大地震だけでなく、活断層に起因した内陸型地震がたびたび発生し、被害をもたらしている状況でございます。このようなことから、地震被害が県内に最も大きな影響を及ぼす、済みません、ちょっと舌が回らなくてですね。及ぼす可能性のある地震を想定して耐震強度が設定されておりまして、これを基準として堤防の耐震設計がなされています。この地域は、耐震設計の地域区分というのがございまして、弱震帯地域という弱い地震帯ということですね、の地域に設定されておりまして、地域区分ごとに耐震設計に用いる係数が定められております。これに基準となる耐震強度にこの係数を使った設計によって堤防の耐震強度が決定されるということでございます。これをわかりやすく気象庁が定めています震度0から震度7までの10段階の震度階級に置きかえますと、若干の幅はございまして、震度5弱相当の震度階級ということになっております。

次に、高波、津波の対策について、有明海岸沿岸部の計画堤防天端高は東京湾平均海面ですね、通常TPと言っていますが、これを基準としてプラス7.5メートルの高さで、この計画高は有明海沿岸の4県とも同じ高さとなっております。この計画高は、もともなったこの計画高は昭和34年9月に我が国近年の観測史上最大の高潮、名古屋港で最大偏差が3.5メートルという甚大な被害をもたらした伊勢湾台風と同規模の台風を想定されまして、朔望平均満潮位に気圧低下によります海面上昇と吹き寄せによる上昇の偏差を加えたものを計画潮位とし、さらにそれに計画波高、余裕高を加

えて計画高がプラス7.5メートルと設定されています。

津波については、平成22年3月に策定されました佐賀県地震減災対策アクションプランにおいて、有明海沿岸地域では雲仙地溝南縁断層帯の連動地震、これがマグニチュード7.7を最も津波の影響を及ぼすおそれのある想定地震として設定されておりまして、シミュレーションでは太良町で津波高が0.7メートルということになっております。このことから、本町では台風による高潮対策が重要ではないかということと考えております。

以上です。

○大串武次議員

今、担当課長の説明によりますと耐震強度は大体5弱、高さは7.5メートルということで、想定される地震においては大丈夫じゃないかというふうな御説明であるわけでございますけど、過去何年やったですか、高潮による塩害が水稻にも出た年があったんじゃないかと思えます。そのときに、その工事がちょっとメモし損ないましたけど、あったときにもうあそこの沿岸の堤防は工事が完了していたものか。

それから、2011年3月11日、3年半前の、ちょうどもう昨日が3年半前になったわけでございますけど、東日本大震災はマグニチュード9.0という実質の地震が起きたわけございまして、まだ記憶にも新しく忘れることもできないわけでございます。今、説明していただいた耐震強度なり高潮に対して過去の塩害等の被害も記憶に新しいわけでございますけど、それを踏まえて今の現状で大丈夫なのか、担当課長と町長にお尋ねいたしたいと思えます。

○嶋江政喜農村整備課長

過去の高潮による塩害ですね。そういうことがあったので、今の堤防の高さで大丈夫なのかということございまして、堤防高の根拠は今さっき説明したように波が直接その堤防を超えて、越波ですね。潮風に乗って流れることもありますけど、そういうことを想定して設計はされておられません。あくまで波そのものが直接超えるということで一応さっき申し上げました伊勢湾台風、甚大な被害がございました伊勢湾台風程度の台風を想定してされているということございまして、当然台風ときは強風で、当然風の中に塩分を含んで一応内陸地に吹き上げてくるということもございしますので、それに伴う塩害が生じたのではないかと。直接その高さが低かったからどうのこうのじゃなくて、堤防そのものが影響して塩害になったのではないということだと思っておりますけど。

以上です。

○田島健一町長

今、大串議員のほうから有明海堤防は大丈夫かというようなことございまして。

まず、構造物については先ほど課長が答弁したとおりございまして、基準を満足する形で今鋭意整備が進められているところでございまして。先ほど課長の答弁の中にもその高さの根拠というところでお示しがあつたわけございまして、それは台

風、既存、今まで日本で一番大きな台風だった伊勢湾台風、あれは名古屋に行ったわけですけども、あの台風を有明海に持ってきて、こうやって計算をしておるわけでございます。そういうことで、高さは7.5メートルというふうに決められているわけでございますけども、昨今の異常気象といいますか、昨年フィリピンの、また日本もことしも900ヘクトパスカルを切るような大型な台風が接近したということもございます。そういったことから、私たちじゃなくていろんな学者の中ではこの基準を見直さなくてはいけないんじゃないかというようなことも出てくるんじゃないかなというふうに思います。そのときは、今の基準で実施をされています海岸堤防の見直しというのでも出てくるかもわからないという状況かと思えます。

もう一つは、構造物じゃなくて塩害、背後地の塩害、もうこれは越波したものがまた風に乗って海岸線から離れたところまで塩害被害を出しているというのは過去にもたくさんございます。そういうことで、私は今回の海岸の整備が済んだ折には堤防の補強ということだけじゃなくて、この塩害対策ということについての整備というのでも少し考えてもらうようなことを国に対しても県に対してもお願いをしていかにやいかんかなというふうにも考えているところでございます。これについては、内部でもまたいろいろ議論をしながら提案をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

どうもありがとうございます。

町長おっしゃったようにやはり一応注意はしとかなければいけないというふうな結論ではなかったらうかと思えますので、十分やはり近辺の災害等を注視しながら対処していただくようお願いを申し上げたいと思えます。

次に、避難所の指定についてということで、大雨による避難が全国でも各地に数多くあっております。白石では現在19の指定避難所がありますが、昨年の9月に一般質問させていただきました白石高校なり佐賀農業高校を指定避難所として協議、検討するとの回答でございましたが、その後どうなっているのか、担当課長にお伺いしたいと思えます。

○百武和義総務課長

先ほど議員おっしゃったように昨年の9月議会でこの件については御質問をいただいております。その後の経過はということでございます。

佐賀県のほうでは東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災対策として全ての県立学校について災害時に介護者を受け入れる福祉避難所として活用されることで、この高校の体育館の機能整備を平成24年度から行っておられます。具体的には全ての学校の体育館に停電時の非常用電源を配置し、また設備や広さなど、誰もが利用しやすいように配慮をされた多機能トイレの整備を現在行われております。町内には、白石高校と佐賀農業高校があるわけでございますけども、白石高校につきましては平成25年度に行われております。佐賀農業高校については、今年度平成26年度に整備を行うとい

うことになっております。これによりまして、佐賀県のほうでは昨年12月に県立学校における福祉避難所の開設運営マニュアルというものが作成をされました。マニュアルでは、福祉避難所への避難対象者は病院や福祉施設における医療ケア等の専門的ケアまでは必要ないけれども、一般の避難所では生活が困難であり、何らかの支援、配慮を必要とする在宅の高齢者や障がい者等、その家族を含むというふうに規定をされております。町のほうでは、先ほど議員おっしゃったように19カ所の避難所を指定をしておりますけれども、そのうち5施設を災害時の要援護者のための優先施設ということで指定をしております。その5施設といいますのは、総合センター、健康センター、それから福富ゆうあい館、それとふれあい郷、それと有明公民館、この5施設を災害時要援護者優先の施設ということで指定もしておりますけれども、先ほど言いましたように県のほうも2つの高校の体育館を福祉避難所ということで設備の整備をされたということから、今後災害時要援護者に対する避難支援プランの策定、更新に取り組むとともに、県立学校における福祉避難所の対象となる人の把握に努め、大規模災害等の発生に備えて福祉避難所を町の5施設と、それとあと2つの高校、この7カ所をどういったふうに活用していくのかということをお県のほうと協議を行いながら協定を締結していきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○大串武次議員

ありがとうございます。今、やっぱり検討していただいているということでございまして、非常に災害も多く、ことしの雨でも三重県でしたか、もう地域ぐるみで避難をしてくださいというふうなことでテレビでの放映もあっておったわけでございまして、やはり地域ぐるみで避難をしなければいけないということになりますと、現在の数では非常に厳しいのではなかろうかというふうに思いますし、若い方ばかりでもないわけでございまして、お年寄りの方もいらっしゃる。できるだけ近くに避難していただくということで、そういうふうな対策をぜひお願いを申し上げまして、次の項に入らせていただきます。

次に、この件につきましても昨年お願いをしとったわけでございますが、指定避難所で外階段がないのは、白石小学校、六角小学校、有明中学校で、担当課長からの説明では教育委員会、学校と協議をする旨、町長からは統一できるよう対応していくという回答をいただいておりますけれども、その後この件につきましてもはどのようなふうに進められているのか、いつ建設予定をされているのか、担当課長と町長にお伺いしたいと思っております。

○百武和義総務課長

この件につきましても、昨年の9月議会のほうで御質問をいただいております。そのときの答弁では、先ほど議員から御紹介ありましたように津波や浸水被害が発生したときは階段がある学校や役場庁舎を避難所として活用することは有効であり、外階段がないところは今後設置を検討したいということで回答を申し上げておりました。その後、内部のほうで検討いたしました。小・中学校で外階段がないところは、先ほ

ど白石小学校と言われましたけども、白石中学校でございます。白石中学校、それから有明中学校、それと六角小学校の3校でありましたけども、外階段があるその他の8小・中学校につきましては校舎内に避難経路となります階段が1カ所しかないということから火災が発生したときなどに生徒・児童が避難をする、その避難口が複数ないといけないということから、避難口確保という面から外階段が設けられておるということでございます、平常時は中から施錠がしてありまして、校舎の中に入るには通常は中から鍵を開放しなければ入れないという状況でございます。

また、屋上につきましても、全部が利用できるというところばかりではなくて、利用できるところでも外階段から真っすぐ行けるということではなくて、一旦校舎に入ってから屋上に上がるとか、非常用のはしごをかけて屋上に上がるとか、そういった活用になっておるようでございます。

そういったことから、浸水災害が発生した非常事態ではもうとにかく高台に逃げるのが一番有効ということではありますけども、外階段がない学校では直ちに玄関等の鍵を開放しまして、校舎内の階段を活用して上のほうに逃げていただくと。外階段がある学校では校舎内の階段と外階段が一緒に使えるように双方の鍵を開放して避難をしていただくという対応でちょっとしばらくは考えていきたいということでございます。

以上です。

○大串武次議員

それでは、検討というか、先々というようなことでございますけど、これだけ何回も申すようでございますけど、災害も数多く発生しておりますし、一時的に避難者が多いときあたりにつきましては、元気な人が外階段を利用していただく、お年寄りあたりはなるべく入りやすい、玄関口から入りやすいところからというふうな体制あたりも当然必要ではなかろうかなというふうに思うわけでございまして、ぜひ検討を早目にやっていただきまして、足並みがそろうようお願いを申し上げまして、次の項に入らせていただきたいと思います。

次に、集落の法人化についてということでお尋ねをさせていただいております。

以前、2007年だったと思いますけど、米政策の中で品目横断的経営安定対策のとき、各地域で集落営農組織が立ち上げられました。その時点では、将来組織の法人化に取り組むようになっていりましたが、一時政権もかわり、米政策も見直しがなされ、集落営農の法人化も忘れていたような状況でございました。しかし、最近、平成28年までに組織の法人化を設立しなければ補助金や交付金が受け入れられなくなるというふうな話を聞いたわけでございますけども、この話は本当なのか。また、今までに取り組まれてきた、この法人化に対する研修会といいますか、そういうふうな内容について担当課長のほうにお尋ねしたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

集落営農法人について今までの取り組みの内容はという御質問でございます。

まず、これまでの集落営農組織の取り組み経過でございますが、おっしゃるように

平成19年度の集落営農組織や認定農業者に対して施策を集中する形で品目横断的経営安定対策の開始に合わせて多くの集落営農が設立され、白石町では70の集落営農組織が設立されております。その際、5年以内での法人化計画が要件ということでございましたが、平成23年度までに法人化を行った組織はなく、全ての組織が5年間の法人化計画の延長を行ったところでございます。今回、それ以降の再延長はないと言われております。このようなことから、平成24年度に県において法人化計画に沿った取り組みを基本に取り組み方針が示されております。今現在、町でもそれに基づきまして町と農林事務所、普及センター、JAと連携しまして地域に出向きまして法人化についての指導を行っているところでございます。

また、28年度までに組織の法人化をしなければ補助金や交付金が受け入れられなくなるというのは本当かという御質問でございますが、法人化しなければ補助金や交付金が受けられなくなるわけではございません。制度的に言いますと、交付対象者が平成24年度以降に変わるのは畑作物の直接支払交付金、米、畑作物の収入減少、影響緩和対策、いわゆるゲタ、ならし対策についてのみでございます。集落営農組織は27年度以降も交付対象者として扱われます。また、その際の規模要件はないというふうに聞いております。これまでの制度では、ゲタ、ならしの加入要件の一つとして集落営農組織の法人化計画が求められておりましたが、27年度以降の加入要件では組織の規約、対象作物の共同販売経理の実施の2要件のみの確認となっており、農業経営法人計画については町が確実であると判断すれば要件を満たしているものとして取り扱うものとなされております。理由といたしましては、法人化の意欲があっても構成員の説得や合意形成に時間を要するケースもあるので、そこは町が確認をしていけばいいということです。ただ、したがって法人化をしなくてもよいというのではなく、引き続き法人化を目指す組織であることが必要であり、農業経営の法人化については町が法人化が確実であると判断すれば法人化期限の28年度を過ぎても、ゲタ、ならしの交付対象要件を満たしているものとして取り扱われるものとされております。ただ、現在のところ、町が確実であるとの判断する際の判断材料については国からの例示がございましたので、今後の制度の整備が待たれるところでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

ちょっと一安心したといいますか、ほっとしたような回答でございましてありましたけど、一応やはり各組織、過去のあれでは法人化を立ち上げるようにというふうなことで各組織頭には置いていらっしゃると思います。

それでまず、先ほど課長の説明にもありましたが、白石全体で70の集落営農組織があるとお聞きいたしました。このごろの新聞で新明地区の1Bアグリが立ち上げられたことを拝見いたしました。補助金、交付金がもらえなくなるのも困るわけですが、法人化をすればどのようなメリットがあるのか、担当課長にお尋ねしたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

法人化のメリットはという御質問でございます。

先ほど申し上げましたように平成19年に品目横断経営安定対策に合わせまして町内にも70の集落営農が設立されていますが、現在の集落営農組織は単なる任意の集合体でございます、人格を有しません。法人化すると法律上の人格を有し、任意組織のままではできなかったことが可能となります。

まず1点目に、1つが農地の利用権設定が法人になるとできるということでございます。それで、法人と利用権の設定を結ぶことで安心して法人に農地を預けることができ、耕作者の不慮のトラブルにも法人が責任を持って対応できるので、集落の農地を集落で守ることができるということができると思います。

2つ目に、経営判断できる体制が整います。法人化した場合には法律に基づく役員体制のもと役員の権限は明確でありまして、経営発展、所得向上のための経営判断を役員が機動的に行え、また役員に職員や外部の人を登用することもでき、組織として継続ができるということも言えます。

3つ目には、投資財源の確保や農業経営基盤強化準備金の利用ができ、組織として融資や出資が可能となります。

4つ目には、雇用の確保面で、法人では雇用保険、労災保険などの福利厚生が整うことで雇用がしやすくなります。なお、集落営農の法人化が進んでいます山口県や広島県などでは集落営農法人が農業大学の卒業生の有力な就職先の一つになるなど、農地の受け皿だけでなく人の受け皿にもつながっているようでもあります。

そのほか、集落営農組織の法人化に伴い機械の共同利用が進めば、個人経営で生じがちな機械への過剰投資を回避することができるなどがメリットとして考えられます。また、地域としての法人化の最大のメリットは、法人化することで確実に経営を引き継いでいけることのできる地域の農業を守ることができるということではないでしょうか。なお、施策的なメリットといたしまして、ことしから始まっています農地中間管理事業を活用しまして農地集積の要件を満たした場合には地域で交付金が受けられるような制度もありますので、その活用手段としても法人化が必要となっているところでございます。

以上です。

○大串武次議員

ありがとうございました。

もう非常にメリットもたくさんあるようでございますけど、今度逆に非常に経理関係など対応が複雑化し、いろいろと大変となると思われるわけでございますけど、法人化を進めていく上でどういう課題と問題点があると思われるのか、担当課長にお伺いしたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

集落営農の課題と問題点はという御質問でございます。

お尋ねのように集落営農組織の法人化を検討される組織の多くの方が経理関係など行う人材がないという不安を抱えていらっしゃいます。ほかにも、手続などが面倒

だそうだ、また補助金で取得した農業機械の取り扱いはどうなるのか、法人に加入すると個人の農地が奪われるのではないかと、そういうような漠然とした不安を感じられている方が多いようでございます。確かに法人化を進める上ではこのような問題を解決しなければなりません。また、それなりの労力を要するものでありますが、集落で十分に検討を行いまして、話し合いを行うことで解決していくことが大事ではなからうかというふうに思っております。

一番の問題だと思われるのは、集落での今後の農業について話し合う動機が薄いことではないでしょうか。幸いにして白石町では他の中山間地などに比べまして圃場条件等もよく、生産性にすぐれていることなどから、現在のところ兼業農家も含めた地域の担い手によってある程度地域農業が維持されていることから、今後の地域農業をどう維持発展していくかという問題への危機感や緊急性というものが薄いのかもかもしれません。各集落で今後農業をどうしますかというアンケートをとると、多くの方が現状維持というふうな回答が返ってきます。一方で、農業の維持に困っていることとして、高齢化して継続できない、また後継者がいない、高い機械代というような意見があり、維持していくことの不安も浮き彫りになっております。近年は、このように高齢化により離農される方が多くなっているのも事実でございます。集落内でよく自分ができなくなったら大規模農家へ頼むというような話も聞きますが、大規模農家の大半は現状でも精いっぱい経営規模で、十分な受け皿となるのは非常に難しい状況かと思われまます。高齢化は間違いなく進みます。今後、離農者が多く発生すれば、耕作放棄地が発生するだけでなく、生産性の高い農業の基礎となってきました集落を中心としたブロックローテーションにも支障を来すおそれがあります。このようなことから、地域農業が維持できる今のうちにしっかりと将来を見据え、5年後、10年後の集落の営農について話し合いをスタートさせることが必要であるかというふうに思っております。

以上です。

○大串武次議員

今、説明していただきましたように数多くの課題、問題点があると思います。それで、今後法人化を完全に組織化するとはいかないまでも、今後どういうふうな取り組み方策を進めていきたいというふうに考えておられるのか、担当課長にお伺いしたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

集落営農法人の今後の取り組み方策はという御質問でございます。

先ほどお話ししましたように県段階では平成20年度に引き続き法人化計画に沿った取り組み方針が示されております。市町村もそれに沿った、指導、支援を行っていくことといたしております。具体的な取り組み内容といたしましては、全70組織に対しまして集落営農組織実態調査を実施し、法人化に向けての状況把握と助言指導を行っていますが、平成24年度からはこれに加えて個々の集落営農組織の成熟度ぐあいをチェックするステップアップチェックシートの取り組み、集落営農組合での検討、議論

をもとに目標共有を行い作成する集落営農将来ビジョンの作成指導を行って、組織内の合意形成を誘導する取り組みを行っています。なお、本年については70組織を9月29日から10月6日までの間に聞き取りを行いたいというふうに考えております。

また、毎年、武雄杵島管内の指導機関が主催します集落営農リーダー研修会に参加しまして法人化の研修を行っています。これにつきましても、8月19日に開催されて、町内からは69名の方が参加をなされております。現在のところ、70組織についてはこのような取り組みを行っていますが、平成26年度から28年度は法人化推進強化月間、強化期間と位置づけまして法人化へ積極的に動き出す組織については働きかけを密に行うということにいたしております。いずれにいたしましても、集落営農組織の法人化には自分たちの組織をどのように持っていきたいのか、組織の再編を含めて将来に向けての準備活動は不可欠でありますので、町といたしましては関係機関と連携して準備活動を支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

○大串武次議員

今、課長のほうから今後の取り組み方策も説明していただきましたけど、非常に難しい問題だと思います。しかし、やはり全国的にこういうふうな動きも見られますし、やっぱり当白石町でもこういう組織を数多く立ち上げていただいて、より農業経営が安定するよう私たちも望むものでございます。それで、今もおっしゃっていただきましたように各課題も多いわけですが、各組織の特に組織のリーダーの方の理解を得ながらJAなり普及所あたりと連携をとり、十分こういうふうな法人化に向けた研修、取り組みをお願い申し上げたいと思います。それにつけ加え、私は税理士さんあたりを招いた研修も経理面を中心として必要ではなかろうかというふうなところもお願いを申し上げまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきたいと思います。

○白武 悟議長

これで大串武次議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

10時11分 休憩

10時25分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。秀島和善議員。

○秀島和善議員

私は、まず第1点に、土砂災害への備えを急ぐべきだということで担当課長にお尋ねをいたします。

広島市北部の豪雨に伴う土砂災害は、死者で73名、現在ですね。行方不明がまだ1名と、甚大な被害をもたらしました。まず、亡くなられた方たちへの哀悼の意を表明

します。また、被害に遭われた方たちへのお見舞いも申し上げていきたいと思ひます。

広島市を襲ったゲリラ豪雨のように局地集中型の極端な大雨は近年増加しており、土砂災害への備えは白石町でも万全を尽くさなければなりません。土砂災害への危険箇所は全国でも52万5,307カ所、佐賀県で9,534カ所あるとされていますが、そのうち基礎調査（実地調査）が終わったのは2014年3月末時点で、まだ何と38万カ所となっています。

白石町に土砂災害の危険箇所は何カ所ありますか。そのうち基礎調査が終わったのは何カ所であつて、そのうち土砂災害警戒区域、イエローゾーンとも言ひますけども、その区域がどのくらいであり、特別警戒区域レッドゾーンが指定されている箇所は各地域ごとに明確になっているのでしょうか。警戒区域、そして特別警戒区域については、日ごろからの警戒と災害時の対応策、体制が必要だと思ひますが、どのように町として対応を準備をされているのか、お尋ねをいたしします。

○岩永康博建設課長

白石町内の土砂災害危険箇所の箇所数について御説明をいたしします。

町内の土砂災害危険箇所については、土石流危険渓流が18カ所、地すべり危険箇所が3カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が93カ所、合計の114カ所となっております。

平成13年4月に施行された土砂災害防止法に基づき、都道府県知事が土砂災害警戒区域、また土砂災害特別警戒区域を指定することとなつておりまして、6月30日現在で指定状況については市のみ7市のみとなつております。本町については、現在、基盤図のその基礎調査の前の基盤図の作成を今年度されて、来年から基礎調査に入つて、あと指定についてはその地元説明会、それと町の意見を集約をされて、それで危険地域の指定というふうになりますので、現在のところ土砂災害警戒区域、それに特別警戒区域というのはありません。

以上です。

○秀島和善議員

このことについては前者の大串弘昭議員や内野さよ子議員からも掘り下げて町長や担当課長にも質問がなされましたけれども、その中で明らかになっている地元負担が12.5%かかるということであります。旧白石町時代は地元負担はなかったということで、現在この地元負担の12.5%、私は自然災害である場合に何よりも自分の自宅、また家族、そして土地などを奪われていく中で、地元の負担が12.5%も発生するという点では気の毒でなりません。やはり自然災害の場合、こういう災害への対応策として地元負担をきちんと町として助成していくことが必要であると思ひますけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○田島健一町長

土砂災害に対しての施策でございませうけれども、急傾斜、土砂災害につきましては、一般で言うところの道路であるとか橋梁であるとかといった社会資本とは違つた面がございませう。そういったことから、例えば農地基盤、また林業の基盤整備等々につい

ては応分の負担をいただくというような形をとっているところが多いわけでございます。この土砂災害につきましても、現在先ほどから警戒区域、特別警戒区域のお話をさせていただいておりますけれども、この区域の話の根拠が土砂災害防止法というのに基づいて、その警戒区域であるとか、特別警戒区域の指定を行っているわけでございますけれども、これができる背景というのが、先ほど課長が13年4月に法ができたということでございますけれども、この背景というのは平成11年6月29日に広島県で今回と同じようなところですね。広島県で土砂災害が発生いたしました。このときは24名の方が亡くなって、全国的にこれがクローズアップされました。

そういうことで、河川審議会等々での答申を受けて、すぐさまこの土砂災害防止法ができていったわけでございますけれども、この土砂災害防止法というのはハード整備というよりも、むしろソフト対策でございます。これは土砂災害から国民の生命を守るためには、1つは土砂災害のおそれのある区域について危険を周知する。2つ目は、警戒避難体制の整備をする。3つ目は、住宅等の新規立地の抑制をする。4つ目は、既存住宅の移転促進等を行うといったもろもろのソフト対策でございます。ハード整備については、この土砂災害防止法ということではなくて、もう一つ砂防法、砂防三法がございますけれども、急傾斜崩壊に関する法律等々がございますけれども、そういった中で事業をやっております。

補助事業についてはいろいろ条件がございます。単独事業と申しますか、今みずから、これまでは県が実施をしてくれていたんですけれども、最近においては市町村が実施しなければならない単独事業があるわけがございますけれども、これについては県は50%の補助をするということで、あと残りは地元負担ということになってございます。その中で、応分の負担をいただくとか、半分半分ずつするとか、いろいろその町でもあっておりますけれども、先ほど議員からもお話がありましたように、旧町の白石町の時代には取ってなかった、有明町では取っていたという経緯があるようでございます。そういった中で、今統一した形で今は負担をしていただくという形になっているわけでございます。あくまでもこれは被災をしたときに単独でございまして、県の補助事業も予防、危なかけんがしてくれろという予防では県の単独事業では入っておりません。復旧だけでございます。そういうことで、先ほどからお話がありましたきのう一般質問既に複数の議員さんからもお話があっておりますけれども、私もこの白石町内の土砂災害というのは非常に危険じゃないのかなということを感じております。先ほど言いますように単独事業というのはあってからしかできない事業でございますので、あらかじめ予防と申しますか、そういったことでできる事業に乗らないかというのを土木事務所等々と相談をしながら対応していきたいなというふうに思っています。その折にも補助事業であっても単独事業であっても一部負担というのがあるわけでございますけれども、そこら辺についてはやっぱり町民の生命、財産を守るという観点からして、その負担については再度検討していきたい。町民の皆さんほかいろんな皆さんの御理解がいただけるような形にとっていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

町長の答弁の中で予防の場合に地元負担を12.5%という現在決められている内容の助成ができないか検討していくということでごちゃごちゃおっしゃいましたので、ぜひ復旧のみの場合が地元負担12.5%が発生するというわけですけれども、予防のためにもこの災害を事前に食いとめる、そして予知するという観点から12.5%までいかなくても町の助成が可能ではありませんか。

○田島健一町長

先ほど私は予防については一切できないということでございますけれども。補助事業、国の補助事業においても、補助事業においては予防といいますか、一部やっぱり被災箇所はあって、その延長上に被災箇所は少しあらんといかんわけですけれども、もう一つは緊急時といって災害があったすぐもう家が壊れたと、そういったときには緊急事業というのも補助事業でございます。また、県の事業については規模が大きい、例えば住家が10戸未満5戸ぐらいしかないとか、そういったものについては県で事業するわけですけれども、これについても被災をしたところでないと実施できません。もう予防というのは一切ございません、はい。そこら辺がいろいろまた問題となるございます。先ほど言いましたように土砂災害防止法というのが先ほど言いましたように平成11年の広島で24名の方が亡くなったことを契機に法律ができたわけでございますけれども、今回は73名ですね。さらに亡くなったということで、国のほうにおいても多分に、もうこれは私の想定ですけれども、多分に何かのアクションが起きるんじゃないかなというふうに考えております。そういった中で、どうなっていくかわかりませんが、私ども白石町においてもとにかくないように対応していきたいというふうに思っております。補助についてはちよっとももっとも皆さんと議論をしながら決めていかにやいかん問題かなというふうに思っているございます。

以上です。

○秀島和善議員

今、町長が答弁をしていただいた中で予防については一切助成がないということは理解できました。もし万が一、その災害が発生した場合に対しては何らかの助成を国も今検討し始めるだろうということですが、私もそれはぜひ町長として県や国のあらゆる機関にこういう事態ですので助成をしていくことをきちんと強く求めていることを強調し、次の項目に移らせていただきます。

次の項目では、オスプレイの配備には私は町長として断固反対の立場で調整を図っていただきたいことを最初に申し上げておきたいと思っております。

まず、1点目の質問になりますけれども、民間専用空港の佐賀空港を拡張して、オスプレイなど70機の軍用機を配備し、700から800人規模の自衛隊を常駐させる、佐賀空港の軍事基地化を安倍自民党公明党政権は提示をしました。7月22日には武田良太防衛副大臣が古川知事、佐賀市長と面談し、その詳細を説明し、8月25日には小野寺五典防衛大臣が来年度予算に要求することを重ねて古川知事、佐賀市長に説明に訪れ

ました。県民、町民の間では大きな不安と疑問が広がり、抗議と反対の声が上がっています。町長として、この問題についてどのような認識を持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

きのう久原房義議員からの同じような内容の質問で、町長として今後町内でまずは執行部、そしてまた議会などに対して説明を聞く機会を持っていきたいということをおっしゃいました。それは私はやはり早目にそういう時期を設けるべきだと思います。9月議会、きょうが12日ですけれども、22日まで議会があります。その後も調整して10月には防衛省、また県の担当者、調整機関からも直接町内に訪れて、執行部に対して議会に対して説明をする機会をつくっていただきたいと思いますが、その点について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○田島健一町長

秀島議員のオスプレイの配備についての御質問でございます。

この件については昨日の久原議員の質問にもお答えをしたところでございますけれども、私としては有明佐賀空港への自衛隊オスプレイ配備問題については今議員が申されたとおりに県内でもいろいろと賛否両論が報道もされております。これは私は中身と申しますか、内容をまだしっかりと明らかにされていないから両方の意見があるのかなというふうにも思います。この問題に関する私の認識という質問でございますけれども、まずもってこの問題については国防という国が担うべき問題であります。また、空港管理者たる佐賀県、所在地の佐賀市、あるいは事前協議を協定されております地元漁協、柳川市など、直接的に関係するそれぞれの自治体、団体において今後検討されていくべき段階であるということを考慮いたしますと、現時点において私がこの問題に関して言及することは避けさせていただきたいというふうに思います。いずれにしても、昨日も御答弁申し上げましたけれども、私にとっても判断する材料を得てないという状況でございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

町長としてまだこのことについて判断する材料も持ってないということでありました。それを前提にしてきのうの久原議員の質問でおっしゃいましたけれども、執行部や町議会についてもこのことについて説明の場をきちんと設けたいというふうにおっしゃいましたので、具体的にそれはいつごろの時期を想定されているのか。また、話を聞くということであればそれなりに情報収集もしなくてはなりません。そういう点で、例えば総務課長が窓口になって情報収集をするということも考えられるのではないのでしょうか。

○田島健一町長

申しわけございませんでした。説明会の話も御質問あったのをうっかりしておりました。

説明会については昨日も御答弁申し上げました、しかるべきときに説明会を開催す

ることを防衛省といいますか、佐賀の連絡事務所が今回開設されておりますので、申し込みをしていきたいというふうに思います。これの時期につきましては相手さんがあられるわけでございますので、ここで明確にはっきりとは言えませんが、議会終了後にはお願いしたいというふうに思っておるところでございます。また、その防衛省の方はよしとしても、佐賀県側が同席されるかどうかというのは佐賀県側も今のところまだまだわからないという状況の中で佐賀県も同席されるかどうかははっきりここでは言えないわけでございますけども、一応防衛省に対しては申し込みをしていきたいというふうに思っているところでございます。

○秀島和善議員

この問題の2項目に入らせていただきますけれども、防衛省の説明の要旨は現在7つにわたっていると思います。

第1に、陸上自衛隊の水陸機動団のオスプレイ部隊の配置。オスプレイ17機を配置するということが第1です。

2つ目に、目達原のヘリコプターを約50機、駐屯する隊員700名から800名を常駐させる。

3つ目に、沖縄の負担軽減のためにアメリカ海兵隊に佐賀空港を利用させる。合計70機。

4つ目に、空港の西側に20から30ヘクタールの格納庫、駐機場の整備。

5つ目に、平成27年度概算要求に用地取得費を計上すると。これは用地取得費も含めて109億円というふうに報道されています。

6つ目に、佐賀空港での離発着訓練を行うと。

最後に、我が国の安全保障や防衛のあり方を検討したとき、佐賀空港の活用がベストだと、このような内容で防衛省からの説明があっているようです。最後の7つ目の佐賀空港がベストだという点では米軍はオスプレイはなじまないというふうに言っているようです。

さて、夜間貨物便の運航だけでも町民はもとより肥育牛農家の皆さん方は配備への疑問、不安を持ちつつ状況を現在見守っている状況です。そういう中で、欠陥機であるオスプレイの配備と、佐賀空港の軍事基地化は、騒音、爆風、熱風、低周波被害など、住民の安全と健康、農業、漁業への被害、そしてバルーン大会などの国際交流への障害をもたらし、国の平和を損なうこととなります。私は町民の生活の安定と基幹産業としての農業や漁業の発展、子育て支援のまちづくりの観点から町長に答弁を求めたいと思いますけれども、これら現在防衛省が要望している7つについて町長の理解、そして考え方はいかに現在認識を持っていられるのでしょうか。

○田島健一町長

先ほどの議員からの防衛省の説明要旨7項目についての認識はということでございます。

これについてもまだふらふらされているというか、中身がぴしっと明確になっていない。先ほど議員のほうもおっしゃいましたけれども、沖縄の経費負担のために海兵

隊を佐賀空港に利用させるという項目も今上がっておりますけども、これについては米軍は難色を示されているとか、いろいろあろうかと思えます。そういうことで、ちょっと私もこの新聞紙上だけで漠としたところだけでしかわかっておりませんので、余りこれについて言及していくことは差し控えさせていただきたいなというふうに思っています。

○秀島和善議員

9月9日の佐賀新聞には武雄市議会での樋渡市長の答弁が掲載されてありました。そこでは武雄市長は賛成だということでおっしゃっているようです。理由として、沖縄の負担の軽減ができるのだ、そのために佐賀空港がこういう防衛省の要望を聞くこともやむを得ないというふうに言ってらっしゃるようです。しかし、私が調べた中で、沖縄の負担の軽減につながるどころか、沖縄をそれこそ全国の沖縄のような軍事基地にしてしまうのが予想されています。例えば204ヘクタールで1,800メートルの滑走路を2本巨大な滑走路を辺野古沖につくるという計画や、普天間基地では弾薬を直接積むこともできないのですが、辺野古の米軍の悲願だった弾薬庫も弾薬搭載エリアもつくられ、そして普天間にはなかった軍用機の270メートルの護岸までつくられるということまで明らかになっています。ここには今、佐世保に駐留している世界最強の強襲揚陸艦ボノム・リシャールが接岸できるということを県の土木部長も本会議の答弁で認めています。まさに、最新鋭の基地が普天間のかわりにつくられようとする、この基地の中にもこういう内容が盛り込まれようとしています。ですから、沖縄の軽減には一切ならないと考えていますけれども、町長の認識はいかほどで、どのようにお考えでしょうか。

○田島健一町長

先ほども答弁いたしましたとおり、新聞紙上等々で表面上のことは私も頭の中に入っているわけでございますけれども、その詳細について具体的なことについてはわかりづらいといえますか、私は判断できないわけございまして、現時点において発言することは差し控えさせていただきたいというふうに思っています。

○秀島和善議員

私も旧福富のときからの議会議員でしたけれども、夜間貨物航空が運航しようというときには議会でもけんけんがくがく論議を示し、そして実際に夜間貨物便が試験的に飛ぶこともありました。その上、今回今日まで夜間貨物便が運航されている状況ですけれども、8月4日の月曜日、佐賀新聞には騒音被害に牛にストレスと肉質低下、苦い経験と、夜間貨物便関連性を示せずということが大きく掲載されておりましたけれども、白石町の畜産農家の方たちも大変このオスプレイが飛ぶということにおいて危険を感じてらっしゃるようですけれども、町長としてこういう関係機関の方たちと意見交換をなされたことがあるのでしょうか。

○田島健一町長

現時点において、このオスプレイの配備の情報が入ってから、それから畜産農家の方たちとお話し合いを持ったということはございません。

以上です。

○秀島和善議員

町長にお尋ねしますけれども、オスプレイ機は欠陥機だと私は思います。これまで試作段階での事故として、1991年6月11日、アメリカで離陸時制御不能、地上に転覆、2名軽傷、1992年7月20日、アメリカで離陸時右エンジン出火墜落、7名死亡、2000年4月8日、アメリカ、降下中コントロールを失い墜落、19名死亡、そして2000年12月11日、アメリカ、着陸前に制御不能墜落、4名死亡と部隊配備後事故、そして2012年4月11日、モロッコで低速飛行中墜落、2名死亡、2010年4月9日、アフガニスタン、地上に衝突、原因不明、4名死亡と、こういう状況が発生しております。やはり欠陥機であるオスプレイがこの佐賀空港に配備されるという点では、ノリ業者や、また畜産部会の会員だけではなく、多くの町民が不安を持ってらっしゃるのではないかと私は今現状を見たときに感じるものですが、オスプレイの事故について町長の認識はいかようなものでしょうか。

○田島健一町長

オスプレイの事故についての所見ということでございますけれども、このオスプレイの事故についてもいろいろと新聞紙上で承知はしているところでございます。また、私はオスプレイがどうのこうのじゃないですけれども、他のヘリコプターとか他の航空機事故も列記しながらの報道もあったかと思えます。いずれにしても私は今このオスプレイが悪いとか、ほかのヘリコプターはいいとか、こういったことについても余り言及はできない状況下にあると思えます。というのは、いずれにしても新聞紙上だけの判断で私はここで発言をいたしますとそれがひとり歩きすることもあるかと思えます。私はしっかりと熟知した中で、熟慮した中で発言をさせていただきたいというふうに思えます。そういうことで、仮想、想定、そういったことでは発言は差し控えさせていただきたいというふうに思えます。

○秀島和善議員

町長にお尋ねしますけれども、平成25年1月28日に内閣総理大臣安倍晋三さん宛てに沖縄の県議会初め沖縄県の全ての市町村議会で建白書という名称で安倍晋三殿に、米軍基地の存在ゆえに幾多の基地被害をこうむり、1972年の復帰後だけでも米軍人等の刑法犯罪件数が6,000件近く上っているという内容や、このような危険な飛行場が開発段階から事故を繰り返し、多数に上る死者を出している危険なオスプレイを配備することは沖縄県民に対する差別以外の何物でもないと、こういう文書の内容で建白書が2つの要求で出されております。1つは、オスプレイの配備を直ちに撤回すること及びことし7月までに配備されるとしている12機の配備を中止すること。また、嘉手納基地への特殊作戦用垂直離着陸輸送機C V22オスプレイの配備計画を直ちに撤回することということと、2つ目に米軍普天間基地の閉鎖を撤去し、県内施設を断念す

ることという建白書が出されています。

また、2010年2月議会で、佐賀県議会ですけれども、普天間飛行場の佐賀空港への移設に反対する決議がなされています。

もう一点だけ紹介しておきますけれども、1990年に地元の漁民とこの民間空港飛行場を軍用基地化にしないということの契約がなされている。この点については御承知なんでしょうか。

○田島健一町長

先ほど来いろいろと御質問を賜っているわけでございますけれども、このオスプレイ一連に関する質問についてはとにかく私としては判断する材料を持っておりませんので、一つ一つについて詳細なコメントすることは差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○白武 悟議長

秀島議員に申し上げます。

国防の問題でございますので、白石町の議会ですから白石町に絞って質疑をお願いしたいというふうに思います。

○秀島和善議員

今、議長の言われたことはわかりました。町長から議会終了後に県を通し、また防衛省を通して現在の国の考え方をきちんと説明をしてもらう機会をつくるということはお約束をしていただきましたので、ぜひその場で情報収集も独自にしながら、その直接の説明会の場で私たちも学習を重ね、町長とも論議を重ねていきたいとしたいと思います。そのことを申し上げ、次の項目に移らせていただきます。

3点目に取り上げていますのは、不育症に対して町の支援をとということで、このことについては担当課長に最初にお尋ねを申し上げます。

妊娠しても流産や死産を繰り返してしまう不育症と言います。実は適切な診断と治療を受ければ8割以上の患者は出産できます。しかし、不妊症と比べ社会的認知度は格段に低く、多くの患者が正しい治療を受けられないまま苦しんでいらっしゃいます。信頼できる医師にたどり着いても、今度は高額な治療費が重くのしかかってきます。今後、少子・高齢化社会が待ち受ける中、町としてこの不育症に当たる方たち、町民に対して町独自の支援策が必要ではないかと思えます。

まず最初に、担当課長のこの不育症についての内容についてどのように認識をされているのか、また町としてこの不育症に当たる方たちに対して啓発、学習会などを開催される予定はないのか、また高額な治療に係る費用の助成は考えていらっしゃらないのか、説明をお聞きしたいと思います。

○堤 正久保健福祉課長

不育症につきましては先日新聞で不育症の報道がなされておりました。町ではその実態把握も難しい状況でございます。また、具体的な相談等もあっていない状況でござ

ざいます。不育症についてでございますけれども、厚生労働省の研究班の報告によれば平成20年から研究班が立ち上がり、全国で活躍しておられる不育症の専門医に呼びかけ、不育症の頻度、検査法、治療法、心のケア等について検討されているという状況でございます。なお、佐賀県でも、この不育症についての研修会を12月ごろに予定をされていると聞いているところでございます。今後は、医療機関の情報や実態について情報収集を行っていきたくと町では考えているところでございます。

お尋ねの啓発や学習会ということでございます。

不育症については専門的なものが非常に大きなものと思いますので、啓発、学習会等々についても、その専門の医療機関等の医師等に御相談をされるようお願いをしていきたいと思っております。

それと、助成の考え方はないかということでございます。

厚生労働省のこの不育症に対するQアンドA等がホームページに載っておりますけれども、不育症のこの1次スクリーニング検査とか治療についてはほとんどがその保険適用されているというふうに記載しております。一般に有効性、安全性等が十分に確認されていない、現在研究段階の検査や治療については保険医療、医療保険が適用されませんというふうなことで載っております。現在、ある程度確立されている分については保険適用がなされていると。ただ、研究や、まだ研究段階のものについては保険適用はされていないという状況でございます。町のほうでも保険適用されていること、それとまだ研究段階であるという部分もあるということから、助成については今のところ考えていない状況でございますが、その研究段階のものについては今後調査研究が進んでいくことが望まれるというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

保健福祉課長にお尋ねしますけれども、この不育症について窓口で相談は一件もないということでありましてけれども、やはりまだ多くのこれからお父さんになろうとする方、お母さんになろうとする方、またその関連する家族の方たちの中で不育症ということの内容が十分に伝わっていないということが明らかであります。ですので、町としてこの不育症についての周知、また啓発活動はどのようになされようとしているのでしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

啓発という点でございます。

議員おっしゃるとおりで、まだその不育症という言葉についてまだ理解ができていないというのは非常に多くの方の中でもそうだというふうに思っております。不妊と不育の違いがまだ理解が進んでないというのは非常にあるかと思っておりますけれども、不育症についての今後県のほうでも研究学習会、研修会を開催していくというようなことでございますので、今後そういう情報等を収集しながらいろんなことについては検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

課長の答弁の中で、佐賀県としてはことし12月に研修会を行う予定があるということで答弁をされましたけれども、ぜひその研修会を受けて町としても学習会や、また出前講座、また1歳健診、1歳半健診、そういう健診で直接町民と対話するときにそういう相談を、また資料をつくるということも必要ではないかと思っておりますけれども、この不育症についての今後の学習会なども、また資料も含めて作成をしていただくことをお願いをしておきたいと思っております。

関連して担当課長にお尋ねしますけれども、この町内で、また近隣市町村で不育症に関して専門的な知識を持って相談できる病院、医師はいらっしゃるのでしょうか。

○田中幸子健康づくり専門監

不育症についての専門の医療機関、または町内にお医者さんがいらっしゃるのでしょうかということなのですが、私どもは町内の先生に不育症の治療をされるとか、相談をされたのでしょうかということではお聞きをしておりません。ただ、この研究班の中に九州大学、九州のほうでは九州大学病院の先生が研究班に入っているということ、それから3年間の研究をまとめて産婦人科の先生たちに基準書を送られているということを研究班の報告の中にありました。今後、そういうことも含めて12月の県の研修会で医療機関の情報も得られるのではないだろうかというふうに考えております。

以上です。

○秀島和善議員

本町内で、また近隣でそのような医療機関がまだ整っていないようですけれども、ぜひ専門監から答弁がありましたけれども、12月の学習会、研修会を経て、町内でも、また近隣の産婦人科の先生方とも意見交換をしていただきたいと思いますことを強く求めておきたいと思っております。

担当課長や専門監にお尋ねしますけれども、どちらでも結構です。高額な治療費がこの不育症をしっかりと治療するというにかかわっていくときにネックになっているということが言われています。高額な治療費とはおよそどのくらいこの不育症にかかわる治療費になるのでしょうか。どういうふうに承知されているのでしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

一つ一つ調べたわけではないんですが、その佐賀新聞の報道によりますと、一般の妊婦の出産費用が約60万円程度というようなことになっておりますけれども、不育症患者の平均は約105万円、へパリンを使うと平均120万円というような新聞報道がなされているところでございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

私も手元に担当課長が見てらっしゃった新聞を持ってきましたけれども、不育症患者の平均で105万円、へパリン治療を受ける患者120万円ということでありますけれども、このへパリン治療というのはどういう内容なんでしょうか。

○田中幸子健康づくり専門監

専門的な治療の内容については私のほうでははっきり答えることはできないんですが、血液が凝固する、固まるということで育たないということを言われておりますので、そういう血液、子供さんが育たないような環境を改善するような形の治療法だと思いますが、治療法の具体的な内容につきましてはちょっと私のほうではわかりかねます。

○秀島和善議員

この不育症はこれから研究をされていく分野が多々大きいようですので、ぜひアンテナを高くし、関連する医療機関や県の担当者とも研修を深めながら、そして町民への啓発、そして具体的に町内での講習会、学習会なども計画をしていただきたいことを述べて、次の項目に移らせていただきます。

私は続いて、手話言語条例の制定を本町でも行うべきではないかということを提案しております。

御承知のように嬉野市議会は6月16日、6月定例会で手話言語条例案を審議し、手話通訳士が議場で同時通訳をいたしました。聴覚障がい者が傍聴を希望し、市執行部が議会に議場での手話通訳の許可を求め実現しました。県内では初めての取り組みでありました。町と心の架け橋手話言語条例案は手話を言語と位置づけ、手話を話す町民の自立した日常生活や社会参加に向けた施策の推進を目的としています。

条例の制定は、手話を使用する市民が言語である手話を使って心豊かに暮らすという、人が生きていく上で欠かすことのできない言語である手話に対する理解の広がりを目指した地域社会の実現でもあり、地域からの思いを込めた取り組みと考えています。町長は条例化に向けて積極的に取り組むべきではないかと考えます。

まず、担当課長にお尋ねをいたします。

○片渕敏久長寿社会課長

嬉野市のほうで6月の議会で手話言語条例ができたということをございます。全国的には一番最初、鳥取県のほうで始まったということ承知をいたしておりますが、先ほど議員お話しございましたけども、手話を使われる方が手軽に、また手話により自立した日常生活の実現、また同じ町の中、あるいは周辺の市町においても社会参加を容易にすることができるようにという思いを込めた条例じゃないかなというふうに思っております。条例をつくったほうがいいかどうかというのはちょっとまだ私どものほうでもいろいろ考えをしながら、また周辺の状況の市町さん、お話を伺いながら、あわせて考えていきたいというふうに私は思っております。

○秀島和善議員

同じ質問になりますけれども、町長としてこの手話を言語化にしていくということで、条例で制定しながら町も促進をしていく必要があるのではないかと思いますけれども、町長自身の体験で聴覚障がいの方と交流とか、またコミュニケーションを図ったことがあるのでしょうか。そして、この手話を言語化にしていく条例を制定するというに当たっての考え方もお尋ねいたします。

○田島健一町長

私自身が聴覚障がいの方と対話、会話はちょっとできかねるわけでございます。しかしながら、そういった方と接したことはございますけれども、やっぱりそういったときは私は言葉はできませんけれども、手を握ったり肩を抱いたり、こうやってお話はしたことはございます。いずれにいたしましても、この聴覚障がいの方が少しでも暮らしやすい町となるよう、今後とも各種施策事業は推進してまいりたいというふうに思っております。なお、この条例制定につきましては県内では嬉野市さんが制定されているということでございますけれども、もっと他の市町とも連携をしながら研究していきたいというふうに思っているところでございます。

○秀島和善議員

片渚担当課長にお尋ねをしますけれども、本町でこの聴覚障がいを持っていらっしゃる町民は何名いらっしゃるのかということをお尋ねしたいと思います。

○片渚敏久長寿社会課長

町内で聴覚障がいをお持ちの方ということでございますが、聴覚での身体障害者手帳をお持ちの方ということになりますと、ことしの3月31日現在の数になりますと、122名ということになります。

○秀島和善議員

総人数で122名ですけれども、各級ごとに課長、説明をしていただけませんか。2級、3級、4級ということでそれぞれの級ごとにどれだけの町民の方がいらっしゃるのでしょうか。

○片渚敏久長寿社会課長

聴覚障がいの方の身体障がい者の級になるわけですが、一番重い方からいきますと2級ということになるかと思えます。ただ、そういう聴覚障がいをお持ちの方でもあわせて言語障がいをお持ちの方あわせての障がいということになりますと1級というような取り扱いもされているようでございます。そのところでいきますと町内でも1級のあわせて1級の障がいの方というのもしらっしゃいますので数を申し上げますと、1級の方が6名、それと2級の方が21名、そして3級の方が16名、4級の方が34名、5級の方が1名、それと6級の方が44名と、これもちょっと国のほうへ報告した数字ということで合わせて122名ということになります。

○秀島和善議員

片渕担当課長にお尋ねしますけれども、窓口で聴覚障がいの方たちが訪れるというときにどういう対応をなされているのか、また経験として窓口で年間何名ぐらいの方たちが訪れたりされているのでしょうか。

○片渕敏久長寿社会課長

窓口に来られる障がいをお持ちの方、手話を必要とされる方ということでお答えをいたしますと、直接私のほうは窓口のほうで対応したということはないんですが、担当の係のほうからちょっと聞いてきたところでは3人か4人ぐらいいらっしゃると。4人さんほどいらっしゃるということでもあります。対応については、今私のほうの長寿社会課のほうには手話でお話をできるという、支障なくできるという職員はおりませんので、紙に書いてというか、筆談ということでお話をさせていただいているということをお聞きしております。

○秀島和善議員

最初に紹介もしましたけれども、嬉野市議会で6月定例議会で九州で初めて条例化をしました。嬉野市では約100人の聴覚障がいの方がいらっしゃるということでした。そして、47回の講習会を行うという計画がされています。さらに、平成26年4月にオープンした佐賀県聴覚障害者サポートセンターと協力しながら、窓口を訪れた方たちのいわゆる通訳を同時通訳としてテレビカメラを使いながら、このセンターの通訳者が町の職員に通訳するということが、もう機械としても約16万円近くかかって窓口で備わっているようです。

担当課長にお尋ねしますけれども、私はこの条例化をするということとあわせて、講習会を町としても開催すると。そして、窓口の担当者に手話を介してきちんと町民と対話ができるという方たちの専門的な育成を行うべきではないかと思えます。さらに、先ほど申しましたけれども、佐賀県聴覚障害者サポートセンターが4月にオープンしていますので、このプロの皆さんたちの通訳をきちんと受けながら機械を導入し、窓口を訪れる方たちに不便をさせないということをしていただければと思いますけれども、担当課長のお考えをお聞かせください。

○片渕敏久長寿社会課長

まず、手話のできる方の養成ということでございますが、ことしから杵藤地区の広域圏内の市町が共同で手話奉仕員の養成研修というのを立ち上げてやっております。これも管内の自立支援協議会の中で障がい福祉の担当が集まってどういう形でやったらいいかというふうな話をしながら取り組んできているものでございますが、先ほど議員のほうからも御案内がありましたが、1回のこの研修の修了には47回ぐらいの研修期間が必要だということでございます。私のほうの町でも応募をかけて募集をかけてやったわけですが、締め切りの直前ぐらいで定員のほうをちょっともう募集定員にいっぱいになっただけということで、もう残念ながら参加はできなかったわけですが、今現在管内から30名の方が研修を受けておられます。もう半年間で大体47回というこ

とになりますので、週2回ぐらいの研修、それと毎日といたしますか、時間帯が夜の7時から9時ぐらいまでということで研修を受けられておるということをお伺いをいたしております。町内からはその研修の参加はいただいているわけですが、ここでその手話奉仕員としての研修を受けられた方々、こういう方々を管内にそういう必要な場合に協力をお願いすることができるような形で広域圏内での手話奉仕員の育成研修という形をとって、研修受講者、修了者についてはまたそういうほかの市町での機会があったときにも協力がお願いができるというふうな形でこの研修会が取り組んでいるところでございます。

それと、聴覚障がい者のサポートセンターでの機械による手話通訳、同時通訳ということでございます。

ちょっとこれについても、また検討をさせていただいて、取り組みについて私どものほうもちょっと勉強させていただきたいというふうに思っております。

○秀島和善議員

担当課長にもう一点お尋ねしますけれども、現在の町の制度として聴覚障がい者の方たちが例えば子供さんの授業参観で学校に訪問したいとか、運動会を見に行きたいとか、また免許の更新をしたい、また町の役場で手続をしたいというようなときにボランティアとしてこの通訳ガイドとしてシステムが本町には現在ありますか。

○片渕敏久長寿社会課長

手話による、その通訳によるボランティアさんの制度があるかということでございます。

このボランティアによる、その制度というものはちょっとないと思っておりますが、町の事業として白石町の手話通訳者の派遣事業というものをちょっと準備はいたしております。これについては、本人の申請によって利用の負担と、町のほうがその手話通訳で利用された時間帯によって一応費用をちょっと決めてあるわけですが、これも県のほうの聴覚障がい者の協会のほうに派遣をお願いして、必要な場合にこれをちょっと使って通訳をしていただくというような事業になってございます。

利用については、昨年度、一昨年は二、三件ほどの利用があったということを聞いておりますが、昨年は利用がなかったということを聞いております。

○秀島和善議員

そうしますと、現在もこの手話通訳者派遣事業という制度そのものはもう設置されているわけですね。

○片渕敏久長寿社会課長

はい、制度はございます。設置いたしております。

○秀島和善議員

一昨年は2件で、昨年はゼロだということですが、まだこういうせつかくの

いい事業があるということが知られてないのではないかと思いますけれども、周知徹底についてはどのようになされているのでしょうか。

○片淵敏久長寿社会課長

件数については一昨年が3件でございます。昨年はちょっとなかったということになります。ちょっとこのPRについては不足をしているところもあるかと思しますので、今後この手話通訳者の派遣事業についても広報誌等を使いながら御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○秀島和善議員

教育長か学校教育課長にお尋ねしますが、学校現場において現在課長の先ほどの答弁の中で町内には122名の聴覚障がいの方たちが1級から6級までいるということで答弁がありましたけれども、学校現場においてのコミュニケーションをとる、そして現在専門の聴覚障がいの学校に通っている子供たちがいるのかどうか、それとも現在本町の8つの小学校、そして3つの中学校で手帳を持っているけれども学習をしていると、子供たちと交流をしているという現状があるのか、その点いかがでしょうか。

○江口武好教育長

白石町内在住でそういった専門の学校等に通っているというのは把握しておりません。ただ、町内の小学校8つございますけど、聴覚に聴覚障がいとまでいきませんけど、ややちょっと聞こえづらいなという子供は1人おります。ただ、その子供に対しては1つの学級を設置しまして、そこで日常生活をさせているという、そういった現状です。

以上でございます。

○本山隆也学校教育課長

現在、手話関係の学校の取り組みでございますけれども、音楽の教科書に全学年全ての教科書の中に手話をしながら歌おうという教材がございます。また、小学校4年生の国語にも学習の中に手話を取り入れております。また、小学校3年生の総合的な学習の中でも歌による手話で表現する学習を行い、ゲストティーチャーなども招きまして実技等も行っているところでございます。

以上であります。

○秀島和善議員

町長に要望ですが、まだまだこの聴覚障がいを持つ皆さんたちが地域に出ていく、また地域の皆さんと交流をする、そして町役場にも気軽に出てくるということがまだできてないのではないかと、いうふうに私は受けとめています。ぜひこの手話言語条例をつくるということを前提にしながら嬉野の経験のように独自に講習会を開催をすることや、また窓口の担当者にその手話通訳をできる、そういう養成をきちんと

時間をとってつくっていただくこと、そして手話通訳派遣事業がちゃんとあるわけですので、その中身が周知徹底されるように今後もあらゆる機会に伝わっていくように努力をしていただきたいことを申し上げ、次の項目に移らせていただきます。

5番目に、熱中症対策についてということで通告をしております。

去年は毎日のように熱中症で倒れたとか、亡くなったとか、救急搬送されたという方が毎日多数耳にすることがありました。しかし、この夏は梅雨が何かずっと続いているような状況で、熱中症の問題がそんなに大きく社会問題になっておりませんけれども、私はこのことについても日ごろからの準備が必要ではないかと思い、今回通告で取り上げた次第です。熱中症対策についてでありますけれども、昔は夏は暑くて当然ということでしたが、都市化が進み、地球温暖化によるものなのか、異常に高温の日が続き、多数の方が亡くなるなど、今や災害と捉えるべきであると言われていています。このような中、冷房装置がありながらスイッチを入れることなく亡くなっている方が見つかったり、扇風機のスイッチさえ入れないまま熱中症で亡くなったりというような方も報道されており、十分な熱中症に対する啓発といったことも必要と思いますが、町としてはどのようなことを行っているか、伺いたいと思います。

また、近年、町内において熱中症により搬送された方や熱中症が死亡原因と思われる方の人数をお知らせ願いたいと思います。担当課長に答弁を求めます。

○堤 正久保健福祉課長

熱中症につきましては、気温の上昇や暑さになれないという梅雨明け前後から発生をいたしております。全国的にも夏には連日のように熱中症で救急搬送されたり亡くなったりと、議員おっしゃられるとおりニュースで報じられております。全国的にもメディアを通じた注意喚起も行われていると思っております。環境省では熱中症予防サイトが設置をされており、随時予測値、実測値が提供され、また佐賀県健康増進課からも熱中症注意報が発令をされているところでございます。

町の対策といたしましては、その情報提供を活用し、関係課へ情報提供を行っているところでございます。その情報を共有をしながらそれぞれの立場で住民に周知を行っているところでございます。特に高齢者には運動教室や出前講座を利用をいたしまして、介護保険利用者については訪問時にチラシの配布とかで呼びかけをされているところでございます。また、ことしには環境省からのチラシ等が配布されておりますので、公共施設へ設置をしたり、スポーツ担当課を通じて大会運営者等への配布をお願いをいたしたところです。広報の7月号にも掲載をしたり、ケーブルテレビでの行政放送を利用した注意喚起を行っているところでございます。職員に対しましては、8月の朝礼において熱中症についての注意を保健師が行っているところでございます。ことしからではございますが、一応駐在員会のほうでお話をさせていただいて、防災行政無線での注意喚起を始めたところでございます。7月25日に第1回目の放送を行い、現在まで3回、その注意報等のお知らせをいたしているところでございます。

それと、近年の町内においての熱中症により搬送された方と、また死亡者の数はという御質問でございます。

町内では平成23年度に13名の方が搬送されております。24年度で12名、25年度で

12名、うち1名が亡くなられているところでございます。ことしの26年9月1日現在ではございますが、白石町では8人が救急搬送をされたところでございます。その状態を聞きますと、どういうときなのかなということで聞きますと、農作業中とかパンクの修理をしていたとか運動中というのがそのときの状態であったように聞いております。

以上でございます。

○秀島和善議員

堤担当課長にもう一点だけ関連してお尋ねしますけれども、先ほど23年度、24年度、25年度、26年度ということで数を報告していただきましたけれども、25年度に1名亡くなっているらしいです。本当に不幸なことでありますけれども、お見舞い申し上げたいと思いますけれども、この方のどういう状況で亡くなってしまったのか、調査などされたことはありますか。

○堤 正久保健福祉課長

25年度亡くなられた方の状態ですけれども、この方については農作業中において熱中症になられて救急搬送されてということでの死亡ということになっております。

以上でございます。

○秀島和善議員

教育課長にお尋ねします。

学校現場でも当然とりわけ1年生や2年生、暑い中で扇風機が今度各教室に入るようになりましたけれども、熱中症予防についてはどういうふうに喚起されているのでしょうか。

○本山隆也学校教育課長

熱中症対策といたしましては、各学校それぞれの情報といたしますか、国、県からいただきました、また福祉関係からいただきました内容を掲示及び学校の担任の先生及び活動にする前等の啓発とともに、またその事前の渴く前の水分の補給等を行っております。そしてまた、ぐあいが悪くなった場合はOS-1、あるいはまた保健室等で休養ということで、その熱中症に近くなってぐあいが悪くなった場合も保健の先生による手当てというふうな対応がなされていると思っております。

以上であります。

○秀島和善議員

そうしますと、先ほど堤課長からそれぞれの年度ごとの熱中症の患者の出現人数を報告されましたけれども、学校現場ではそういう熱中症で搬送されたとか、保健室に運び込まれたという子供たちはいないのかどうか、その点いかがでしょうか。

○江口武好教育長

昨年のデータでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）平成25年度で町内小・中学校トータル26件ございます。26件、26名です。このうちでさっき救急搬送ということもございましたけど、25年度でいわゆる熱中症だろうということでの救急搬送というのは1件でございます。

それから、この子供たちが熱中症、ほとんどが熱中症様ですけど、どういったときにこういった症状を起こしているのかと申しますと、ほとんどが外でございます。ちなみに中学でいえば部活、これがもう圧倒的に多ございます。それから、昼休み、それから授業でも体育の授業、それから放課後、運動会の練習というように、だから普通の教科授業の教室の中でやるようなのはもうちょっと体調が調子が悪いというようなのはもう2件ぐらいで、ほぼ外での活動が多いということでございます。

そして、先ほど課長のほうからも出ましたけど、いろんな指導等は前もってやっております。そして、事故、万が一何かあったときはそうですけど、学校教育の構えとしましては最終的には自己管理になりますので、小学校1年生では結構厳しいですから、結構手厚くしつけ、指導をしていくということですけど、だんだんやはり自分でどうかなということも中学生になるにつれて管理できるような、そういったことでこの熱中症対策というのも捉えていかななくてはいけないと、そういう構えでおります。

以上でございます。

○秀島和善議員

保健福祉課長にお尋ねしますけれども、保育園で熱中症で搬送された、またそういう症状が出たということについての把握はなされているのでしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

保育園で搬送をされたという件については話は聞いておりません。熱中症様の世界の分については体を少し冷やしたりとか、そういうことがあろうかと思っておりますけれども、救急車での搬送は聞いておりません。

以上でございます。

○秀島和善議員

地球温暖化による影響、各地で集中豪雨もありますけれども、この気温が高くなるということは一年一年続くのではないかと危惧しております。ぜひこの熱中症を予防していく、そしてまた熱中症にかかったときに早目の処置をするということをしかりとやっていただきたいと思えます。

最後に、まちづくり出前講座のメニュー表で熱中症の予防ということでは講座名の中にありませんでしたけれども、出前講座などで熱中症の予防について講座をなされた経験がおありでしょうか。

○田中幸子健康づくり専門監

出前講座のタイトルの中に熱中症ということは上げておりません。ただ、高齢者係において地域包括支援センターのほうで高齢者を対象にした出前講座の中で熱中症が

どういふものであるか、予防としてどういふふうにしてほしいということで話をされております。また、運動教室も各地でしておりますが、その際ミニ講話という形で熱中症の情報は伝えるようにしております。

以上です。

○秀島和善議員

わかりました。ぜひ本町から熱中症の子供たち、児童、そして高齢者の皆さんが一番農作業などに励むときにかかりやすい病気であるということも判明しましたので、これからこの対策を強化していただきたいことを申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○白武 悟議長

これで秀島和善議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

11時46分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年9月12日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 久 原 久 男

署 名 議 員 秀 島 和 善

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭